

議案第11号

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成30年2月22日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年守口市条例第17号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
第1条から第6条まで 略		第1条から第6条まで 略	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
略		略	
社会福祉法人指導監査員	略	社会福祉法人指導監査員	略
		学校運営協議会委員	日額 1,000 円
略		略	

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。